

瀬戸市子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第15号

瀬戸市子ども・子育て会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市子ども・子育て会議規則（平成25年瀬戸市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号。以下「条例」という。） <u>第9条</u> の規定に基づき、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号。以下「条例」という。） <u>第7条</u> の規定に基づき、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織) 第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) <u>児童福祉又は母子保健</u> に関し学識経験のある者 (2)及び(3) <省略> (4) <u>児童福祉又は母子保健</u> に関する事業に従事する者 (5) <省略>	(組織) 第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) <u>子ども・子育て支援</u> に関し学識経験のある者 (2)及び(3) <省略> (4) <u>子ども・子育て支援</u> に関する事業に従事する者 (5) <省略>
(委員等の任期) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 <u>臨時委員の任期は、条例第4条に規定する特</u>	(委員の任期) 第3条 <省略> 2 <省略>

<p>別の事項の調査審議等が終了するまでの間とする。</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 条例第7条の規定は、部会の会議について準用する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 条例第5条の規定は、部会の会議について準用する。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。